

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成26年4月28日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第4条 (省 略)</p> <p>第5条 (本取引の資格要件) (省 略)</p> <p>2 (省 略) (1)～(8) (省 略) (新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成25年3月11日</u>より施行する。</p>	<p>第1条～第4条 (現行通り)</p> <p>第5条 (本取引の資格要件) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) (1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 純資産が50万円以上であること。</u></p> <p>(以下現行通り)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成26年4月28日</u>より施行する。</p>